

和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について（概要）

市長公室人事課

1 主な改正の理由

高度の専門的な知識経験を有する法曹有資格者を特定任期付職員として採用するに当たり、任期付職員の給与の特例を定めるために、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 特定任期付職員の採用について（第2条）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、その者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるために、特定任期付職員の採用ができることを追加する。

(2) 特定任期付職員の給与に関する特例（第8条）

特定任期付職員として採用する法曹有資格者（弁護士）の号給は、472,000円とする。

(3) 特定任期付職員についての給与条例の適用除外等（第9条）

特定任期付職員に適用しない手当や期末手当の支給率の読み替え規定を定めるもの。

①適用しない規定（第1項）

給料表、初任給・昇格・昇給等の基準、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、勤勉手当

②読み替える規定（第2項）

期末手当の支給率を「100分の67.5」から「100分の165」とする

期末手当年間支給率：一般任期付職員 1.35月、特定任期付職員 3.3月

※勤勉手当支給率 一般任期付職員 0.95月、特定任期付職員 なし

(4) その他

題名を「和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に変更するため、関連する条例について、附則において改正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

(参考) 一般任期付職員と特定任期付職員の主な相違点

① 適用される給与の違い

	一般任期付職員	特定任期付職員	一般職員
給料	○	○	○
通勤手当	○	○	○
管理職手当	○	×	○
地域手当	○	○	○
扶養手当	○	×	○
住居手当	○	×	○
期末手当	○	○	○
勤勉手当	○	×	○
期末・勤勉手当支給率	2.3月	3.3月	4.4月

② 給与額の相違

○国の特定任期付職員給料表

号給	給料月額 (円)	年収 (円)	備考
1	376,000	約610万円	
2	422,000	約683万円	
3	472,000	約765万円	適用する号給
4	533,000	約864万円	
5	608,000	約986万円	
6	710,000	約1,151万円	
7	830,000	約1,346万円	

※日弁連の資料では、自治体において採用される弁護士の平均給与額は800万円前後で、国の給料表の4号級（給料月額533,000円、年収約864万円）の格付けが最も多く、次いで3号級（和泉市と同額）とされている。

○一般任期付職員給料表（5等級課長補佐級の適用の場合）

5等級1号給の場合 給料月額 289,700円 年収約503万円

5等級93号給の場合 給料月額 393,000円 年収約663万円

※扶養手当、住居手当を除く。

議案第 号

和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

高度の専門的な知識経験を有する法曹有資格者を特定任期付職員として採用するに当たり、任期付職員の給与の特例を定めるために、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成31年和泉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>職員</u>の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員</p> <p>の任期を定めた採用）</p> <p>第2条 任命権者は、<u>高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のい</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員</p> <p>の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員</p> <p>の任期を定めた採用）</p> <p>第2条 任命権者は、<u>専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に</u></p>

新	旧
<p>れかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) ~ (4) 略 (傷病による休職期間の特例)</p> <p>第7条 略 <u>(特定任期付職員の給与に関する特例)</u></p> <p>第8条 <u>第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)の給料月額は、472,000円とする。</u> <u>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</u></p> <p>第9条 <u>和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号。以下「給与条例」という。)第5条、第6条、第13条、第14条、第14条の3、第17条から第19条まで、第23条、第24条及び第26条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>特定任期付職員に対する給与条例第24条の2及び第25条第2項の規定の適用については、同条例第24条の2中「管理職手当を支給する職員」とあるのは「管理職手当を支給する職員及び和泉</u></p>	<p><u>掲げる場合</u>のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) ~ (4) 略 (傷病による休職期間の特例)</p> <p>第7条 略</p>

新	旧
<p><u>市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>と、給与条例第25条第3項中「<u>100分の67.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)
- 和泉市職員の勤務時間等に関する条例(昭和32年和泉市条例第29号)の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第4条の規定により採用された職員</u>(以下「任期</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第4条の規定により採用された職員</u>(以下「任期付</p>

新	旧
<p>付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4、5 略</p>	<p>短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4、5 略</p>

(和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 和泉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 非常勤職員。ただし、次のいずれかに該当する者及び<u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>(平成31年和泉市条例第3号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。</p> <p>ア、イ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 非常勤職員。ただし、次のいずれかに該当する者及び<u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u>(平成31年和泉市条例第3号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。</p> <p>ア、イ 略</p>

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

4 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 任期付職員 <u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）及び同条例第2条又は第3条の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 任期付職員 <u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）及び同条例第2条又は第3条の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p>

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(短時間勤務職員についての特例)</p> <p>第14条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、<u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号）第</p>	<p>(短時間勤務職員についての特例)</p> <p>第14条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、<u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号）第4</p>

新	旧
<p>4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員についてこの条例を適用する場合においては、この条例に規定するそれぞれの特殊勤務手当の月額の上限額は、その額に和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）第2条の規定により当該手当を支給される職員について定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員についてこの条例を適用する場合においては、この条例に規定するそれぞれの特殊勤務手当の月額の上限額は、その額に和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）第2条の規定により当該手当を支給される職員について定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

（和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

6 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び占める職員、<u>和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「職員」</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び占める職員、<u>和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u>（平成31年和泉市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「職員」とい</p>

新	旧
<p>という。)、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号に規定する臨時的任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>う。)、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号に規定する臨時的任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～4 略</p>